

令和4年第4回 教育委員会会議 定例会 会議録

1 日時 令和4年3月25日(金) 13時30分～14時28分

2 場所 教育委員会会議室

3 出席者

教育長 武井政一

委員 上田敬子(議長)、大隈恵子、高石双樹

事務局職員

教育部長(二石記人)、教育総務課長(梶原康治)、学校教育課長(山下弘喜)、
学校教育課長補佐(吉村浩一、田代千明、桂芳州、有吉ひろみ)、学校給食課長(宮本敏行)、
生涯学習課長補佐(平田隆輔)、文化課長(坂口信治)、文化課文化財保護推進室長(高橋宏輔)

書記

教育総務課総務係長(田中加代)、教育総務課総務係員(赤間早季子)

4 案件

(1) 議決事項

議案第8号 臨時代理の承認(飯塚市文化施設活用検討委員会委員の委嘱)

議案第9号 令和4年度飯塚市教育施策要綱

議案第10号 飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

議案第11号 飯塚市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

議案第12号 押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

議案第13号 飯塚市立学校備品管理規程の一部を改正する訓令

議案第14号 飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第15号 飯塚市庄内生活体験学校条例施行規則の一部を改正する規則

議案第16号 飯塚市外国人児童生徒教育支援事業実施要綱の一部を改正する告示

(2) 報告事項

報告第5号 令和4年第1回飯塚市議会定例会の結果について

報告第6号 心身障がい児(生)の就学等について

報告第7号 飯塚市学校教育プランR4の策定について

報告第8号 飯塚市立小・中学校ハラスメント防止の手引きの策定について

報告第9号 飯塚市運動部活動の在り方に関する指針の策定について

報告第10号 第3次飯塚市子ども読書活動推進計画の策定について

報告第11号 飯塚市庄内生活体験学校臨時休館日の試行的実施の延長について

(3) 協議事項

教育行政について

教育長 武井政一

◆令和4年第4回教育委員会会議 定例会 会議録

(開催日時：令和4年3月25日(金) 13時30分～14時28分)

○上田委員

ただいまより令和4年第4回教育委員会会議 定例会を開会いたします。

■議案第8号 臨時代理の承認(飯塚市文化施設活用検討委員会委員の委嘱)

〈説明：文化課長(坂口信治)〉

議案第8号「臨時代理の承認(飯塚市文化施設活用検討委員会委員の委嘱)」についてご説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。提案理由としましては、飯塚市文化施設活用検討委員会規則第4条の規定に基づく委員の委嘱については、教育委員会会議の議決を経なければならないが、会議を開催するいとまがなかったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び飯塚市教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、教育長をして臨時に代理したため、同条第2項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものです。

議案書の2ページをお願いします。委員の任期は、令和4年3月23日から審議事項の答申が終了する日までとなっており、名簿のとおり15名の方を委嘱するものです。

以上、簡単ではございますが「臨時代理の承認(飯塚市文化施設活用検討委員会委員の委嘱)」についての説明を終わります。

(原案可決)

■議案第9号 令和4年度飯塚市教育施策要綱

〈説明：教育総務課長(梶原康治)〉

議案第9号「令和4年度 飯塚市教育施策要綱」について説明いたします。

議案書の3ページをお願いします。提案理由といたしましては、令和4年度飯塚市教育施策要綱を別冊のとおり定めるため、本案を提出するものでございます。別冊となっております資料「令和4年度飯塚市教育施策要綱(新旧対照表)」をお願いいたします。

2月定例会で説明し、ご協議いただきました内容につきまして、ご意見等をいただいた箇所(表では黄色の箇所)について、ご説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。主要施策の中段になりますが、今月ご報告させていただきます「飯塚市学校教育プラン」の年度を4年度に修正しております。

次に、3ページをお願いいたします。「2-3 生徒指導の充実」の「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用」について、情報を共有し一丸となって子ども達と向き合うという意味で、「活用と連携」としてはどうか、とのご意見をいただいておりますが、市の施策としての記載であり、もちろん活用の中に連携も含まれておりますので、事業名としましてはこのまま活用とさせていただきますと考えております。

次に、5ページをお願いいたします。「5-2 学校の指導体制の充実」につきまして、スクールソーシャルワーカー等の増員による予算化を図っており、来年度、この事業の推進に力を入れる事を示すため、記載順を上を持ってきてはどうか、とのご意見をいただいております。委員ご指摘のとおり、この事業につきましては更なる推進を図っていく事としておりますので、記載順を上位にし、変更させていた

だいております。

続きまして、7ページの「10-2 学校施設の環境整備」について、今回35人学級になることにより普通教室の整備について事業を追加させていただいておりますが、それに関連して、9ページの「2-3 教育施設の有効活用による学びの場の創造」の事業で、学校施設や社会教育施設の空き部屋等を活用した学習活動の推進がありますが、空き教室が使えなくなる等の状況から、この事業との整合性はどのようになっているのか、とご意見をいただいております。

ここでの「空き部屋等」とは、学校施設の余裕教室、特別室、屋内体育館、グラウンド等を指し、また社会教育施設の利用していない部屋や利用したいときに空いている部屋等のことを言います。この項目では主に「放課後子ども教室」事業の取組について記載しています。この放課後子ども教室事業の活動内容は、学校ごとに様々な学習プログラムを実施しております、学校の余裕教室や図工室などの特別教室、また体育館などで学習活動を行っております。35人学級の整備を進めていくことで、これまで利用していた部屋が普通教室になっていく場合には、本事業のプログラム内容や活動場所について学校とも協議を行い、他の空き部屋や、交流センター等の部屋を活用して、学習活動を継続してまいりたいと考えております。

前後しましたが、「2-1 地域とともにある学校づくりの推進」につきましても、記載順を入れ替えることについてご意見をいただいております。委員ご指摘のとおり、コミュニティ・スクールの更なる推進を図っていく事としておりますので、記載順を上位にし、変更させていただいております。

以上が前回の協議の際にご指摘いただき、変更させていただいた箇所のご説明となります。各施策につきましては、来年度もコロナ感染症対策の徹底を図り、市民の皆様の理解と協力を得ながら、計画的かつ着実に施策の推進に努めて参ります。

以上、簡単ではございますが、議案第9号の説明を終わります。

○高石委員

前回の定例会からみんなでより良いものになるよう協議をして、今回細部にわたるまで推敲いただき本当により良いものが出来上がったんじゃないかなと思います。

(原案可決)

■議案第10号 飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第10号「飯塚市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。提案理由といたしましては、令和4年度からの組織・機構の見直しにより、関係規定を整備するため、本案を提出するものです。

5ページをお願いいたします。改正箇所について、新旧対照表で説明させていただきます。令和4年度から、文化課に「文化施設整備推進係」が置かれることになったため、第2条の文化課に「文化施設整備推進係」を加えています。

次に第3条の「事務分掌」について、文化課の文化振興係から「(5) 嘉穂劇場の管理運営に関すること。」を削り、号ズレを修正しています。

次に、新たに設置された「文化施設整備推進係」の事務分掌として「(1) 嘉穂劇場の管理運営に関すること。」「(2) 嘉穂劇場の保存整備に関すること。」「(3) その他の文化関係施設の整備等の推進に関すること。」を加えています。

6ページをお願いします。文化財保護担当について、「(5) 嘉徳劇場の保存整備に関すること。」を削り、号ズレを修正しています。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

(原案可決)

■議案第11号 飯塚市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第11号「飯塚市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。

議案書7ページをお願いいたします。提案理由としましては、飯塚市文化財保存活用推進委員会について、関係規定を整備するため、本案を提出するものです。

議案書8ページ新旧対照表をお願いいたします。改正内容につきましては、第2条の「委任事務」について、第1項第12号から「オ 飯塚市文化財保存活用推進委員会及びその専門部会の委員」を削るものです。飯塚市文化財保存活用推進委員会については、同規則第2条第12号に規定されている「教育委員会に属する附属機関」に該当するため、関係条文を整理しております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

(原案可決)

■議案第12号 押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第12号「押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則」について、ご説明いたします。

議案書9ページをお願いいたします。提案理由としましては、行政手続における押印の見直しに伴い、「押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則」を制定し、教育委員会規則6件を一括改正するため、本案を提出するものです。今回の押印の見直しにより、これまで「認印」で可としていたものや、法令や条例等に押印を求める条文規定のない申請書等について、市民の負担を軽減し、利便性を図るため、申請書等の押印を廃止しております。

様式の改正箇所について、新旧対照表で説明いたします。

まず、議案書10ページから13ページにかけて記載のとおり、第1条で飯塚市立小中一貫校潁田校特別教室の目的外使用に関する条例施行規則の一部改正として、11ページの中段のとおり、申請者等の押印を廃止するため、様式から「印」を削除しております。

以下、資料の14ページから36ページまでも同様に、飯塚市公民館条例施行規則の一部改正、飯塚市文化会館条例施行規則の一部改正、飯塚市歴史資料館条例施行規則の一部改正、旧伊藤伝右衛門邸条例施行規則の一部改正、最後に、飯塚市文化財保護条例施行規則の一部改正につきましても、様式中の「印」を削除しております。

なお、この規則は、いずれも令和4年4月1日より施行することとしております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

(原案可決)

■議案第13号 飯塚市立学校備品管理規程の一部を改正する訓令

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第13号「飯塚市立学校備品管理規程の一部を改正する訓令」について、ご説明いたします。

議案書37ページをお願いいたします。提案理由としましては、行政手続における押印の見直しに伴い、関係規程を整備するため、本案を提出するものです。本改正では、学校から教育委員会へ提出する内部手続における様式についても改正しております。

様式の改正箇所について、新旧対照表で説明いたします。議案書38ページから42ページにかけて記載のとおり、「備品購入依頼書」ほか全5件の様式の中で、押印を廃止とするため、印を削除しております。

なお、この訓令は、令和4年4月1日より施行することとしております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

(原案可決)

■議案第14号 飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

《説明：教育総務課長(梶原康治)》

議案第14号「飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

議案書43ページをお願いします。本案は、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が、平成30年6月13日に成立し、同年6月20日に公布されました。この改正法が令和4年4月1日から施行されることに伴い、本市の関係規定を整備するため、飯塚市立学校施設の目的外使用に関する条例施行規則の一部を改正するものでございます。

44ページの新旧対照表をお願いいたします。当該規則につきましては、第3条の団体登録の規定において、「条例第3条に規定する団体は、市内に住所を有する者又は市内に通学若しくは通勤する者を含む5人以上で構成する団体で、かつ、代表責任者として20歳以上の者が含まれる団体」としており、この条文中の代表責任者たる「20歳」は、成人を指すものとなっていることから、新たな成年年齢である「18歳」に改正するものでございます。

なお、この規則につきましては、令和4年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、議案第14号の説明を終わります。

(原案可決)

■議案第15号 飯塚市庄内生活体験学校条例施行規則の一部を改正する規則

《説明：生涯学習課長補佐(平田隆輔)》

議案第15号「飯塚市庄内生活体験学校条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

議案書45ページをお願いします。本案は、成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを規定する民法の一部を改正する法律が、平成30年6月13日に成立し、令和4年4月1日から施行されることに伴い、飯塚市庄内生活体験学校条例施行規則における成年に関する規定部分を整備するものでございます。

46ページの新旧対照表をお願いいたします。当該規則第3条の利用対象者の規定において、「生活体験学校の利用の対象は、市内に住所を有する者又は市内に通学若しくは通勤する者を含む5人以上で構成する団体で、かつ、代表責任者として20歳以上の者が含まれている団体とする。」としており、この条文中の代表責任者たる「20歳」は、成人を指すものとなっていることから、新たな成年年齢である「18歳」に改正するものでございます。

なお、この規則につきましては、令和4年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ではございますが、議案第15号の説明を終わります。

(原案可決)

■議案第16号 飯塚市外国人児童生徒教育支援事業実施要綱の一部を改正する告示

《説明：学校教育課長(山下弘喜)》

議案第16号「飯塚市外国人児童生徒教育支援事業実施要綱の一部を改正する告示」についてご説明いたします。

議案書の47ページをお願いします。提案理由としましては、外国人児童生徒教育支援事業につきまして、「帰国・外国人児童生徒等への日本語指導体制整備事業補助金」を活用し事業を実施していることから、補助金交付要綱に基づき、文言等を整理するため、本案を提出するものです。

議案書の48ページの新旧対照表をご覧ください。改正内容としましては、要綱の名称中、「外国人児童生徒」を「帰国・外国人児童生徒等」とし、第1条では、補助金交付要綱に基づき「外国人児童生徒」を「日本語指導が必要な外国人児童生徒」及び「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」と変更しております。

また、事業内容について規定しております第2条第1項では、「日本語指導、教科の補充学習及び英語指導等」となっておりますが、英語指導は事業対象としておりませんので、「英語指導」の文言を削除し、「日本語指導、教科の補充学習等」としております。

第2条第2項では、具体的な指導の形態について明記しております。

第4条第1項につきましては、申請方法について規定しており、申請書は、学校長の意見を添えて教育委員会に提出されますので「学校を通じて」の文言を加えております。

最後に、附則にこの告示は告示の日から施行するとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第16号の説明を終わります。

(原案可決)

■報告第5号 令和4年第1回飯塚市議会定例会の結果について

《説明：教育部長(二石記人)》

報告第5号「令和4年第1回飯塚市議会定例会の結果」につきましてご報告させていただきます。

議案書の50ページをお願いいたします。令和4年第1回飯塚市議会定例会が、令和4年2月22日から3月18日までの25日間開催されました。そのうち、教育委員会関係の議案、並びに代表質問及び一般質問事項を51ページから53ページにかけて掲載しております。

51ページの表の上からでございます。議案第1号「令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第10号)」、議案第4号「令和4年度 飯塚市一般会計予算」、議案第28号「教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること」について提案し、いずれも原案のとおり可決、または同意され、大隈委員には引き続き教育委員会委員への就任をいただいております。よろしくお願いいたします。

最後に、下の表でございますが、次の52ページにかけて記載のとおり、5名の議員から代表質問が、また53ページにかけて、3名の議員から一般質問がございました。

これらにつきましては、市議会会議録を後日配布させていただきますので、詳細につきましてはその折にご確認いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

■報告第6号 心身障がい児(生)の就学等について

《説明：学校教育課長(山下弘喜)》

報告第6号「心身障がい児(生)の就学等について」をご説明いたします。

議案書54ページをお願いいたします。本案は、心身障がい児(生)の就学等について、飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会から答申がありましたので、ご報告するものです。

心身障がい児(生)就学指導委員会は、8月24日より、計7回開催いたしました。

答申の概要についてご説明いたします。就学指導対象者は総数117人で、その内訳は、令和4年度新小学校1年生対象者が50人、令和4年度新中学校1年生対象者が44人、令和4年度その他の学年対象者が23人でした。

また、審議会の結果につきましては、議案書54ページ「3 答申の概要」の②から④の内訳に記載しているとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第6号の説明を終わります。

○大隈委員

今年もかなり多くの子ども達が対象になったようですが、保護者のご同意についてはいかがでしょうか。それぞれの決定についての保護者の同意が得られているのかをお伺いします。

○学校教育課長(山下弘喜)

保護者の方も結果を受け止め、その上で対応させていただいております。

○大隈委員

ありがとうございます。現場の方も大変でしょうが、きめ細やかな対応を今後ともよろしく願います。

■報告第7号 飯塚市学校教育プランR4の策定について

《説明：学校教育課長(山下弘喜)》

報告第7号「飯塚市学校教育プランR4」についてご報告いたします。

議案書の55ページをお願いします。本市教育の基本理念「本物志向・未来志向の人づくりのために」の基、本市教育の基本目標の一つである「かしこく やさしく たくましい 子どもの育成」を学校教育において実現するために、本市の教育施策について取りまとめた「飯塚市学校教育プランR4」を策定したので、その内容について報告するものでございます。

内容につきましては、報告第7号別冊資料をご覧ください。3つの観点から説明させていただきます。

まず、1つ目は、プランの下方にあります「小中一貫教育」についてです。飯塚市は全中学校校区で9年間の連続性のある「学び」「育ち」を追究した教育活動を通して、未来社会を切り拓く資質・能力を育成する小中一貫教育を創造していくことを基盤と据えています。

2つ目は、プラン中央部にある「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」を3つの柱として、教育施策をまとめております。特に、来年度の重点目標にも掲げておりますが、よりよい教育を通してよりよい社会を創るという理念を、学校と家庭・地域で共有し、その実現を図っていく「地域とともにある学校づくり」を積極的に進めてまいります。

最後に3つ目は、プランの両脇にあります、全ての教育施策に係る教育の推進、指導の充実、管理の徹

底についてでございます。特に、ICT教育の推進の欄にあります、教員のICT活用指導力の向上を図る研修や、ICTを活用した不登校支援を充実させるとともに、ICTを活用した教員の業務の効率化と質的改善が図れるよう、教育委員会としてもサポートしてまいります。

以上、3つの観点から、子どもたちがよりよい社会と幸福な人生を切り拓いていける学校教育の実現を目指していくよう進めてまいります。

簡単ではございますが、報告を終わります。

■報告第8号 飯塚市立小・中学校ハラスメント防止の手引きの策定について

《説明：学校教育課長(山下弘喜)》

報告第8号「飯塚市立小・中学校ハラスメント防止の手引き」についてご説明いたします。

議案書の56ページをお願いします。提案理由としましては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が一部改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられたこと、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇確保等に関する法律」が一部改正され、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止策が強化されたことを受け、女性をはじめ多様な人々が活躍できる職場環境を整備するため「飯塚市立小・中学校ハラスメント防止の手引き」を策定したので、その内容について報告するため本案を提出するものです。

報告第8号別冊資料をご覧ください。福岡県教育委員会作成の手引き等を参考に、3つの項目「パワーハラスメント」、「セクシャルハラスメント」、「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」の防止について明記するとともに、それぞれの項目毎に「ハラスメントの定義」、「ハラスメントになり得る言動の例」、「所属長及び職員の責務」、「ハラスメントの防止するために留意すべきこと」について明記しております。

また、12ページには、すべてのハラスメントについて、「ハラスメント防止のために所属長が講ずべき措置」について明記し、更に13ページには、相談窓口を含めた「相談対応等」について明記しております。

以上、簡単ではございますが、報告第8号の説明を終わります。

■報告第9号 飯塚市運動部活動の在り方に関する指針の策定について

《説明：学校教育課長(山下弘喜)》

報告第9号「飯塚市運動部活動の在り方に関する指針」についてご説明いたします。

議案書の57ページをお願いします。提案理由としましては、中学校の運動部活動において、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指し、「飯塚市運動部活動の在り方に関する指針」を策定したので、その内容について報告するため本案を提出するものです。

報告第9号別冊資料をご覧ください。1ページ目の目次をお願いいたします。具体的には、大きく2つの項目で本指針を策定しております。1つ目は「運動部活動の適切な運営のために」、2つ目は「運動部活動の活性化を図るために」についてです。

1つ目の「運動部活動の適切な運営のために」は、3ページから記載しておりますが、学校長は、本指針に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、教育指導計画に明記することとして

おります。

また、「指導・運営に係る体制の構築」につきましては、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消につなげることや、体罰、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等についても、体罰等の禁止の徹底を図り、肯定的な指導を行うこととしております。

また、学校感染症発生時などの対応についても、生徒の健康・安全管理に万全を期し、状況に応じ、活動の中止や大会出場の辞退など、適切な対応を行うこととしております。

2つ目の「運動部活動の活性化を図るために」につきましては、子どもたちが主体的に取り組める活動を仕組むことや、指導者がコーチング及びマネジメントの理論などを学び、部活動の活性化につなげる研修などにも積極的に参加することとしています。

また、部活動指導員及び外部指導者を顧問会議に参加させ、学校教育目標や運動部活動の方針等について共通理解を図ることとしています。さらに、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めることとしています。

以上、簡単ではございますが、報告第9号の説明を終わります。

■報告第10号 第3次飯塚市子ども読書活動推進計画の策定について

〈説明：生涯学習課長補佐(平田隆輔)〉

報告第10号「第3次飯塚市子ども読書活動推進計画策定」について説明いたします。

議案書58ページをお願いいたします。本報告は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市における子どもの読書活動推進に関する基本的な考え方と取組を明らかにするために、令和4年度から令和8年度の5年間にわたる「第3次飯塚市子ども読書活動推進計画」を策定したため報告するものでございます。

別冊資料「第3次飯塚市子ども読書活動推進計画の概要」をお願いいたします。平成29年度からの第二期の計画期間における読書活動の状況等の把握のため、平成30年度及び令和元年度に実施いたしました公立保育所、私立保育園、幼稚園等の就学前児童関連施設、児童クラブ及び小中学校図書館を対象とした読書環境整備状況等読書活動に関する調査、並びに令和3年度に実施いたしました市内小中学校の児童・生徒を対象とした読書活動、図書館の利用状況等に関する調査の結果等に基づき、こちらの資料の「過去二期の計画期間における読書活動の状況等」としてまとめております。

主な成果といたしましては、資料に記載のとおり6点を挙げております。特に、ブックスタート事業については継続して実施してきたことにより、多くの乳児に絵本を配布することができており、親子の触れ合いや知育環境の醸成に寄与したと考えております。

また、市内の小中学校で一斉読書等の取組を実施し、児童・生徒に対する読書活動の推進が各学校で図られております。

次に、主な課題といたしましては、資料に記載のとおり4点を挙げております。中学生の不読率は小学生に比べて依然高い傾向にございます。また、新型コロナウイルス感染対策のため、対面での読書活動が縮小傾向となっております。

さらに、子どもたちを取り巻く近年の社会環境の変化として、デジタルデバイスの普及による読書環境の変化と子どもの安心・快適な居場所へのニーズの高まり等の3点をあげております。

これらの成果や課題を分析し、第3次計画の基本方針に反映しております。

次に、別冊資料「第3次飯塚市子ども読書活動推進計画」をお願いいたします。

1ページから3ページ上段にかけて、第1章「子ども読書活動推進計画の基本的な考え方」として、「国

と県の動向」、「子ども読書活動推進計画(改訂版)策定の意義」、「計画策定の基本的な考え方」、「計画の期間」を記載しております。

3ページ中段からは第2章といたしまして「第二次計画期間における子どもの読書活動に関する状況」を記載しております。

3ページから6ページ上段にかけては、保育園、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、児童クラブへの調査結果と、就学前児童の読書活動に関して、これまで取組んできた内容及び課題について記述しております。

6ページから8ページにかけて、小・中学校でのこれまでの取組と課題について記載しております。

9ページから11ページにかけて、市立図書館でのこれまでの取組と課題について記載しております。

12ページから23ページにかけては、第3章「基本方針と取組」として、次期計画期間での3つの基本方針と取組内容について記載しております。

12ページから19ページ中段にかけては、「基本方針Ⅰ子どもの発達段階に応じた関係機関の連携・協力による読書活動の推進」を掲げ、関係機関がより密な連携を図り、これまで推進してきた取組をコロナ禍においても継続し、充実を図る必要があると考え、乳児期から青年中期にあたる高校生まで子どもの発達段階に応じて関連施設で読書活動推進に関する取組を継続することとしています。

次に、19ページ中段から「基本方針Ⅱ安心・快適な子どもの読書環境の整備」を新たに掲げ、子どもが自由に読書ができる環境整備への取組が必要であると判断し、子どもが保護者と一緒に本に触れ自由に感情表現ができる環境整備のための調査・研究を行うこととしております。

また、20ページに「基本方針Ⅲデジタルデバイスを活用した新たな読書活動の調査・研究」を新たに掲げ、生活必需品となりましたデジタルデバイスの使用を制限するのではなく、活用する考えに転換して、新たな読書環境を研究する必要があると判断し、スマートフォン・タブレット等を活用した図書館の在り方や読書環境の調査・研究をすすめることとしております。

これらの基本方針に基づく具体的な取組については、20ページから23ページにかけて表形式で記載しておりまして、具体的な方法と連携・協力する市の担当部署や市民団体等を記載しております。

同じく23ページの上段には、計画策定後の進捗管理について記載し、基本方針Ⅱ・Ⅲの調査・研究につきましては、その結果に応じて第三次計画期間中でも柔軟に取組を見直し、本計画の改訂も行うことを記載しております。

最後に32ページには、本計画策定に関わっていただきました委員会の名簿、計画策定の経緯について記載しております。計画策定の経緯の表の中段に記載しておりますが、本計画素案への市民意見募集を令和4年1月27日から2月22日まで実施いたしました。市民から8件、学校から4件のご意見をいただき、これらのご意見のうち計画に反映すべきと思われたものは取り入れさせていただいております。

今後はホームページに本計画を掲載するとともに、製本完了後に教育委員の皆さまをはじめ関係機関等に配布させていただくこととしております。

以上、簡単ではございますが、第3次飯塚市子ども読書活動推進計画策定についての説明を終わります。

○大隈委員

質疑ではありませんが、感想を述べさせていただきます。まず、非常に丁寧で分かりやすい資料をありがとうございます。学校訪問等で図書室を見たときにも、司書さんたちの分かりやすく、興味をそえられるような工夫がされていると思います。お陰様で小中学校の図書室は私たち大人が行っても、すごくいい部屋だなと思って、いつも感心しております。

またブックスタートについて、乳児健診時に行われているということで、私個人的にもボランティアで参加したことがあるのですが、ブックスタートはまだ本を読むか読まないかという親子の触れ合いから始まるんですけれども、本を読むことが目的ではなくて、その家庭の雰囲気や垣間見ることができたり、なかなか本を読む機会をとれないご家庭にも、その1冊の本がもたらす効果がとてもあるんじゃないかと思いますので、これからも継続よろしく願いいたします。

■報告第11号 飯塚市庄内生活体験学校臨時休館日の試行的実施の延長について

《説明：生涯学習課長補佐(平田隆輔)》

報告第11号「飯塚市庄内生活体験学校臨時休館日の試行的実施の延長について」ご説明させていただきます。

議案書の59ページをお願い致します。本報告は、令和3年3月25日開催の教育委員会会議において報告いたしました「飯塚市庄内生活体験学校臨時休館日の試行実施の延長」について、当該延長期間中に新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されたことによる事業中止のため、十分な分析や検証ができなかったことから、臨時休館日の設定を変更するとともに、再度試行期間を延長するものでございます。

試行期間延長につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間としております。

次に、臨時休館日の内容につきましては、毎月第1、第2、第3、第4水曜日の4回を臨時休館日としております。

延長の理由といたしましては、令和3年度において福岡県内で新型コロナウイルス感染拡大のため緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発令されたため予定しておりました体験活動事業が中止となり、検証を充分に行うことができなかったということによるものでございます。

最後に、試行期間後の対応につきましては、試行期間中の生活体験学校管理運営業務への影響や利用状況を基に分析・検証いたしまして、指定管理者と協議を行った上で令和5年度以降の臨時休館日の取扱いについて改めて判断したいと考えております。

なお、休館日の周知方法につきましては、飯塚市ホームページ及び飯塚市庄内体験学校ホームページに引き続き掲載し関係機関等に周知を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが報告第11号の説明を終わります。

■教育行政について

○教育総務課長

飯塚市人権教育・啓発推進協議会より「飯塚市人権教育・啓発推進協議会委員」の推薦について依頼を受けております。委員の任期につきましては2年間で、来る3月31日をもって上田委員が任期満了となりますことから、改めて教育委員会に対して1名の推薦依頼を受けているところでございます。今後の委員の任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。

また、委員の推薦につきましては、男女共同参画社会実現に向けての社会づくりのため、女性委員の検討もあわせてお願いいたします。

○上田委員

委員の推薦については、指名推薦の方法でよろしいでしょうか。どなたか推薦をお願いいたします。

○高石委員

これまでのご経験を更に生かしてお取組いただくということでも、上田委員さんを推薦いたします。

○上田委員

そのほかの方の推薦はありませんでしょうか。

ないようですので、それでは私上田が飯塚市人権教育・啓発推進協議会委員に推薦いただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。ご異議がないようですので、私上田がご推薦いただいたということでご報告をお願いします。

それでは、他に教育行政について委員の皆さまから何かありませんでしょうか。

○大隈委員

今年度も今日が最後の会議ということで、令和3年度も昨年引き続きコロナ禍の中での教育になりました。皆さん本当に色々な面でご苦勞があったかと思いますが、小中学校も無事修学旅行を終え、行事も形を変えども何とか色々できたと思っております。

社会教育においては少年の船などできなかったこともありますが、来年度はまたさらに良い年になればいいと思っております。皆様、今年度もありがとうございました。

(継続審議)

○上田委員

以上をもちまして、本日の全ての議題の審議は終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第4回教育委員会会議 定例会を閉会いたします。

なお、次回定例会につきましては、令和4年4月20日（水）16：00からです。